（公証人手数料令の一部改正）

第三十六条　公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の二中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第三十七条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の五中「第八百七十条（第二号及び第五号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第三号」に改め、同条の表第八百七十条第五号の項中「第八百七十条第五号」を「第八百七十条第一項第三号」に改める。

（預金保険機構債令の一部改正）

第三十八条　預金保険機構債令（平成十年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百四十二条」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百条」に改め、同条第二項中「第百四十八条第一項」を「第百六条第一項」に改める。

（預金保険機構債令の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条　前条の規定による改正後の預金保険機構債令第十四条の規定の適用については、旧非訟事件手続法第百四十二条に規定する公示催告手続（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百条に規定する公示催告手続と、旧非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定と、それぞれみなす。

（後見登記等に関する政令の一部改正）

第四十条　後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　保全処分に係る登記事項等（第四条―第七条）
第四章　登記手続（第八条―第十四条）
第五章　登記事項証明書の送付請求等（第十五条・第十六条）
第六章　補則（第十七条―第二十条）」を「第三章　登記手続（第四条―第十条）
第四章　登記事項証明書の送付請求等（第十一条）
第五章　補則（第十二条―第十五条）」に改める。

第十条を削る。

第四章中第八条を第四条とする。

第九条第二項第一号中「申請人の氏名」の下に「又は名称」を加え、「（法人にあっては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店並びに代表者の氏名及び住所）」を削り、同条を第五条とする。

第十条を第六条とし、第十一条を第七条とし、第十二条を第八条とする。

第十三条第一項第一号中「第十一条第一号」を「第七条第一号」に改め、同条を第九条とする。

第十四条を第十条とする。

第四章を第三章とする。

第五章の章名中「登記事項の証明」を「登記事項証明書の送付請求等」に改める。

第十五条を削る。

第十六条の見出しを削り、第五章中同条を第十一条とする。

第五章を第四章とする。

第十七条第三項第三号中「第九条第二項第六号」を「第五条第二項第六号」に改め、第六章中同条を第十二条とする。

第十八条を第十三条とし、第十九条を第十四条とし、第二十条を第十五条とする。

第六章を第五章とする。

附則第二条第一項中「第十条第一号」を「第六条第一号」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正）

第四十一条　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

第百十二条中「第八百七十条（第一号、第二号、第八号及び第九号」を「第八百七十条第一項（第一号、第五号及び第六号」に改め、同条の表第八百七十条第二号の項中「第八百七十条第一項第一号」に改め、同表第八百七十条第八号の項中「第八百七十条第一項第五号」に改め、同表第八百七十条第九号の項中「第八百七十条第一項第六号」に改め、同表第八百七十四条第一号の項中「第八百七十条第二号」を「第八百七十条第一項第一号」に改める。

（農林中央金庫法施行令の一部改正）

第四十二条　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百四十二条」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百条」に改め、同条第二項中「第百四十八条第一項」を「第百六条第一項」に改める。

（農林中央金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四十三条　前条の規定による改正後の農林中央金庫法施行令第三十六条の規定の適用については、旧非訟事件手続法第百四十二条に規定する公示催告手続（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百条に規定する公示催告手続と、旧非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定と、それぞれみなす。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正）

第四十四条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百四十二条」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百条」に改め、同条第二項中「第百四十八条第一項」を「第百六条第一項」に改める。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四十五条　前条の規定による改正後の銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令第二十条の規定の適用については、旧非訟事件手続法第百四十二条に規定する公示催告手続（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百条に規定する公示催告手続と、旧非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定と、それぞれみなす。

（不動産登記令の一部改正）

第四十六条　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表の二十六の項添付情報欄ロ中「非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百四十八条第一項」を「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百六条第一項」に改め、同欄リ中「第百六十条第一項」を「第百十八条第一項」に改める。

（不動産登記令の一部改正に伴う経過措置）

第四十七条　前条の規定による改正後の不動産登記令別表の二十六の項の規定の適用については、旧非訟事件手続法第百四十八条第一項に規定する除権決定（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定と、旧非訟事件手続法第百六十条第一項の規定により抵当証券を無効とする旨を宣言する除権決定（整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を新非訟事件手続法第百十八条第一項の規定により抵当証券を無効とする旨を宣言する除権決定と、それぞれみなす。